

富山市認知症施策推進計画の策定について

1. 認知症基本法の制定について

急速な高齢化に伴い、認知症の人が増加している現状を背景に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会実現の推進を目指し、令和 5 年 6 月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「認知症基本法」という。）が成立し、令和 6 年 1 月に施行されました。

2. 認知症基本法の主なポイント

- ①認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会の実現を目的とする(第 1 条)。
- ②目的のため、7つの基本理念(第 3 条)と 12 の基本施策(第 14 条～25 条)」を掲げ計画的に推進する。
- ③国や地方公共団体に加え、国民を含めた関係者の責務を明確化し連携を強化(第 4 条～第 8 条)。
- ④国及び地方公共団体は認知症の人及び家族等と意見を交換し、計画を策定する(第 11 条～第 13 条等。地方公共団体においては努力義務。)

3. 富山市の対応

認知症基本法第 13 条では、市町村は地域の実情に応じた市町村認知症施策推進計画の策定に努めることとされています。また、同条では、介護保険事業計画やその他の認知症施策に関連する計画と調和が保たれたものとするものと規定されています。

このため富山市では、次期「高齢者総合福祉計画策定（高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画）」に認知症施策推進計画を位置付け、一体的に策定してまいります。

